浜松市における景観法に基づく行為の届出

（景観法第16条第1項）

届出対象行為

1. 建築物・工作物（大規模建築物等）の新築など
 高さの要件：15mを超える建築物及び工作物
 面積の要件：同一敷地内における建築物の建築面積の合計が1,000㎡を超える建築物
2. 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
3. 土の採取など
4. 学校の施設、運動・レジャー施設、墓園などの整備

◆ 建築物、工作物（大規模建築物等）の届出が必要な行為・規模・届出の時期等

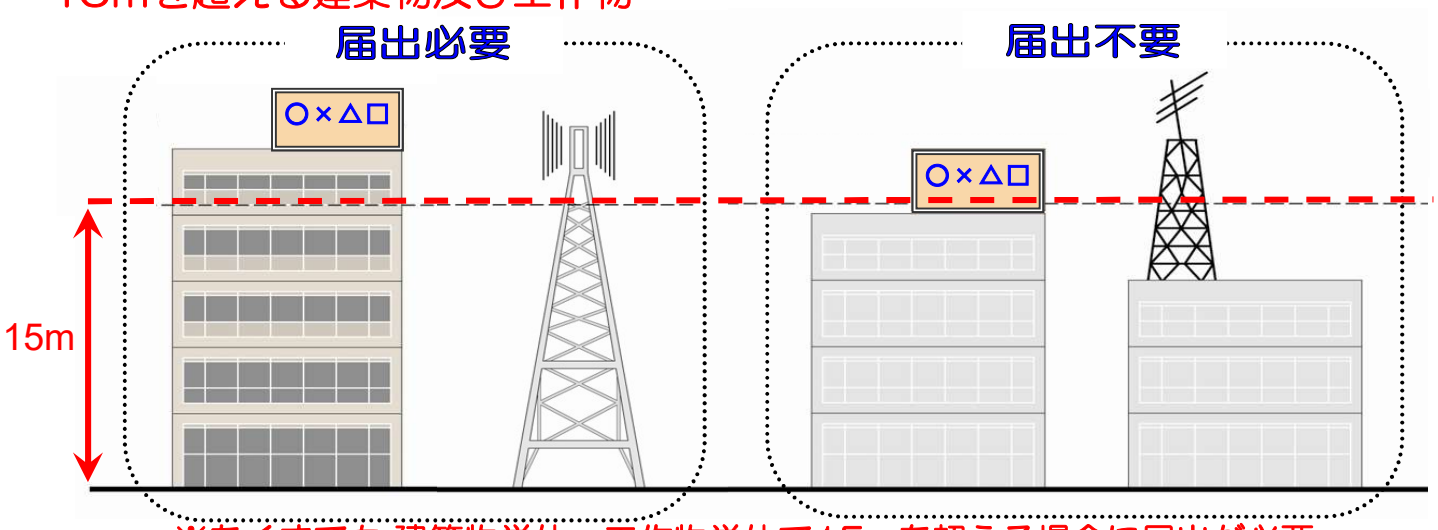
■ 新築（新設）、増築、改築、移転
　外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

■ 確認申請提出の２週間前・工事着手の３０日前までに届出

【対象規模】

【高さの要件】

・15mを超える建築物及び工作物

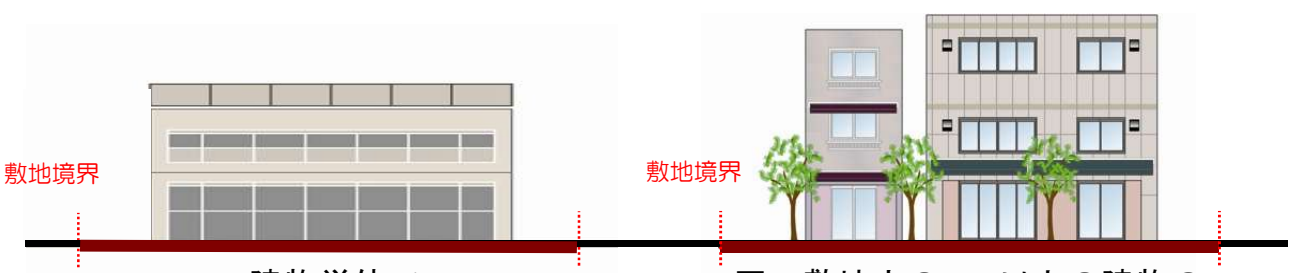


※あくまでも 建築物単体・工作物単体で15mを超える場合に届出が必要

【建築面積の要件】

・同一敷地内の建築面積の合計が1,000㎡超

※建築物単体ではなく、敷地内の建築面積の合計が、1,000㎡を超えたら届出対象です。



建物単体で
建築面積が1,000㎡を超える

同一敷地内の2つ以上の建物の
建築面積の合計が1,000㎡を超える

◆ 届出の窓口

１．建築物・工作物（大規模建築物等）の新築など
　土地政策課（中央区）　TEL　053-457-2656
　北部都市整備事務所（浜名区・天竜区）　TEL　053-585-1154

２．都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為
　土地政策課　TEL　053-457-2373

３．土の採取など
　土地政策課（中央区）　TEL　053-457-2656
　北部都市整備事務所（浜名区・天竜区）　TEL　053-585-1154

４．学校の施設、運動・レジャー施設、墓園などの施設
　土地政策課（中央区）　TEL　053-457-2656
　北部都市整備事務所（浜名区・天竜区）　TEL　053-585-1154

§ 届出を要する行為の種類・規模の基準、届出等に関する詳細につきましては、浜松市のホームページよりご覧いただけます。
（浜松市ホームページ　https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp
事業者の方 → 都市計画・建築・区画整理 → 景観形成施策及び届出関係について → 大規模建築物等の届出等について）